

令和 8 年 3 月 10 日

第 3 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和8年第3回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 多目的ホール

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄・小田 清

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見

～番号7 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹

事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から、令和8年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

　　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　　それでは、議事録署名委員は、5番 時松達也委員、7番 時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　　日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 　　議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年3月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。議案第1号 番号1です。農地の所在は、宮原字〇〇、字〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、田 646㎡と畑 211㎡、合計面積は、857㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業の経営継承に伴う生前贈与のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が 646㎡、畑が 211㎡、合計面積は 716㎡です。貸付地と借入地ありません。3ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事

する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7 ページが字〇〇の位置図、8 ページが字〇〇の位置図です。9 ページに現地立会時の写真、10 ページが確認書になっております。譲渡人と譲受人は、親族関係です。農地法第3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の6 番 飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、3 月4 日に私と穴井委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作、管理がされている農地でした。親族の譲り受け手の方が今後も管理をしていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1 号 番号1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1 号 番号1 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第3 議案第1 号 番号2 「農地法第3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。農地の所在は、宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、面積は、1,403 m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。11ページが許可申請の写しです。12ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が1,743 m²です。貸付地と借入地は、ありません。13ページに作付け予定の作物と面積、今の所有地と今回の申請地を合わせた面積です。その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。14ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。15ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。16ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。17ページが航空写真の位置図、申請地の隣接地にある住宅は今回の譲受人の住宅です。18ページに現地立会時の写真、19ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の6番 飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、3月4日に私と穴井委員、麻生推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、譲り受け手の住居に隣接し、耕作がされている農地でした。今後は、譲り受け手の方が耕作をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 場所は、どこになりますか。

係 長 ○○集落です。

7 番 譲受人は、ご自身で田んぼを作っていましたか。

係 長 家族と協同でされているようです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定
します。

※決定後波多野が○○委員を呼びに行く

(○○委員着座)

議 長 日程第4 議案第2号 番号1から番号7「農用地利用集積等
促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それ
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関す
る法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案
について意見を求める。令和8年3月10日提出。小国町農業委
員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字黒淵字○○か
ら○○までの7筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積
は、合計28,473㎡です。内容は、新規になります。利用権を設
定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、
普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号2です。農地の所在は、大字黒淵字○○から○○ま
での4筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計
19,687㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、
設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期
間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の4ページになります。番号3です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇から〇〇までの5筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計24,926㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号4です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇から〇〇までの4筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計17,952㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の5ページになります。番号5です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇から〇〇までの9筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計40,908㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の6ページになります。番号6です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計10,717㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

最後に番号7です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、3,345㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料につきまして、物納になります。記載のとおりです。

基本的には番号6以外の案件は、以前から貸し借りしている案件になります。借り手の方の名前は変わっていません。番号6が後継者の方になっています。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

